

カント平和論と近代徴兵制

——中江兆民・鹿子木員信・朝永三十郎の解釈を中心に

伊藤 貴雄

- 1 序論——この論題を掲げた理由、および問題の所在
- 2 中江兆民——無抵抗主義者としてのカント
- 3 鹿子木員信——徴兵論者としてのカント
- 4 朝永三十郎——共和主義者としてのカント
- 5 小結

1 序論——この論題を掲げた理由、および問題の所在

本稿は、カント法哲学が《兵役》および《兵役拒否》に関し、いかなる思想的立場づけを行っているか検討するものである。はじめに、当論題を取り上げた理由を簡単に述べておこう。——事の発端はショーペンハウアー研究にある。《個と共同性》という主題を軸に、ドイツ観念論との関わりからショーペンハウアー読解を試みたところ、彼の思想形成に深い影響を与えた出来事として、1813年の「対仏解放戦争」の存在が浮かび上がってきた。詳細は別稿にゆずるが¹⁾、簡単にいうと、同戦争の開始にあたってプロイセンが《一般兵役義務制》(特権的な免役制や金納による代人制を認めない国民皆兵制)を導入し、それに呼応してベルリン大学教授のフィヒテが《学徒出陣》を訴えたとき、まだ学生だったショーペンハウアーが「私は人類に腕力で奉仕するのではなく、頭脳で

奉仕するように生れついていること、そして私の祖国はドイツよりももっと大きいということ、これを堅く確信していた」(1813年9月24日、イェナ大学哲学部長への手紙) という理由で《兵役拒否》を行った。その経験が彼の初期著作にも影を落としている可能性が見えてきたのである。そこで次の研究課題として浮上するのは、「ショーペンハウアーの戦争経験は、その後の彼の哲学においていかなる論理として現れ出ているのか」という問題である。だがこの問いに取り組むには、近代の国家思想における兵役拒否の位置づけに関し、最小限の予備知識を得ておかねばならない。兵役拒否の思想的性格をはっきりさせておくことが、ショーペンハウアー哲学に論理として刻印された戦争経験の痕跡を見出すうえで不可欠の段取りだろうからである。本稿筆者はこうしてマキアヴェリ、ホッブズ、ルソー、スミスの4人の著作を検討した²⁾。残るはカントである。ショーペンハウアーの哲学の《師》カントは、ショーペンハウアー哲学の《原体験》ともいべき兵役拒否行為に対して、いかなる思想的評価を下しているのか。

*

「常備軍 (miles perpetuus) は、時がたつとともに全廃されるべきである」(8, 345) ——イマヌエル・カントは『永遠平和のために』(Zum ewigen Frieden, 1795年) 第1章の「第3条項」でこう書いている。「というのは、常備軍はいつでも戦争を始めることができるという準備態勢によって他の国々を絶えず戦争の脅威で脅かすからである。また常備軍の存在は互いに軍事力で優位に立とうとする国家間の野心を刺激し、はてしのない軍備競争をうながす。その結果ついに増大する軍事費のため、平和のほうが短期の戦争よりもいっそう重荷となってくるのである。そしてこの重荷をときはなつために常備軍そのものが、先制攻撃、つまり侵略戦争の原因となる」(ebd.)。——常備軍の存在自体が平和にとって脅威であるというこの指摘を、本稿では《常備軍の政治学的批判のテーゼ》と呼ぶことにしよう。このテーゼはルソーからの影響を多分にうかがわせるものである。カント独特の思想はこの直後に開陳される。「それだけではない。殺すため、あるいは殺されたりするために兵隊に雇われることは、人

間を単なる機械や道具としてほかのもの（つまり国家）の手で使用することを含んでいると思われる。このような使用は、おそらくわれわれ自身の人格における人間性の権利と一致することができない」(ebd.)。——常備軍が人間性の権利をも脅かすものであるというこの指摘を、本稿では《常備軍の倫理的批判のテーゼ》と呼ぶことにしよう。このテーゼは、カント倫理学の根幹ともいえる、『人倫の形而上学の基礎づけ』のテーゼ「自分の人格のうちにも他の誰もの人格のうちにもある人間性を、自分がいつでも同時に目的として必要とし、決してただ手段としてだけ必要としないように、行為しなさい」(4, 429)の国家論的ヴァリエーションといえよう。それゆえ人は、国家が国民に課す《兵役義務》については、当然カントが《否》との判定を下すであろうと予想する。しかし、『常備軍の倫理的批判のテーゼ』の直後にはこう書かれている。「もともと国家市民が自分や祖国を外部からの攻撃に対してそなえるために、自発的に武器をとって定期的に繰り返す軍事演習はこれとはまったく異なるのである」(8, 345)。——国家主体の常備軍と国民主体の自衛訓練とを区別するこの指摘を、本稿では《民兵制擁護のテーゼ》と呼ぶことにしよう。ところでこのテーゼは、国民の《兵役義務》をも意味するのだろうか、それとも国民に《兵役拒否権》を認めるものなのだろうか。

たしかに、「自発的に」というただし書きはあるが、この場合の自発性とは、《国民全体の権利》としての自発性であって、《個々人の権利》としてのそれではないようである。とすれば、このテーゼが《国民皆兵制》を容認するものとの解釈も成り立つのではないか。げんに宇都宮芳明は、「これは今日のスイスに見られるような国民皆兵による自衛措置のことであろう。常備軍は廃止するが、国民が全員参加して他国からの攻撃にそなえることは、永遠平和にいたる前段階として、カントもこれを認めていたのである」³⁾と述べている。はたしてカントは、《兵役拒否》の法的正当性を認めているのだろうか。この疑念は、『永遠平和のために』の2年後に出た『人倫の形而上学』(*Metaphysik der Sitten*, 1797年)を見るとさらに深まる。同書第1部「法論の形而上学的定礎」所収の「国際法」の項でカントは、「自然状態において自由な国家が互いに戦争

を行う根源的権利（たとえば法的状態に近づく状態を設立するために）については、まず次のような問題が生じる。すなわち、国家は臣民を他の国家との戦争に動員する、その際にその財産を、それどころか生命を失わせる、あるいは危険にさらす、したがって、戦争に赴くことを望むか否かは臣民自身の判断に委ねられるのではなく、主権者の最高命令が臣民を戦争に送り出すことが許されることになる。そうしたことは、国家がそれ自身の臣民に対してもつどのような権利によるものなのか」(6, 344)との問いを立て、こう述べるのである。

「国民は国家においてつねに、共に立法を行う成員と見なされなくてはならず（たんに手段としてではなく、同時にまた目的それ自体としても）、したがって戦争遂行一般についてだけでなく個々の宣戦布告についても、自分の代表者を通じて自分の自由な同意を与えないわけにはいかない。こうした制約条件のもとでのみ、国家は国民の危険に満ちた任務について任意に決めることができる。したがって私たちはこの [国民を戦争に動員する] 権利を、おそらくは主権者が人民に対してもつ義務（その反対ではない）から導き出さなくてはならないだろう。その場合、人民はそれに同意を与えたと見なされなければならない。この資格において人民は、受動的（自分を処理させる）でありながら自発的でもあり、主権者自身を演じるのである」(6, 345-6)

たしかにカントは、国民を専断的に使役する権利を国家に認めてはいない。だが同時に彼は留保をつけて、国家が国民に兵役を課すことを認めてもいるのである。また、同書第1部所収の「国家法」にはこうある。「国家における命令者は臣民に対して権利だけをもち、（強制される）義務はもたない、という命題が帰結する。——さらに、命令者の機関である元首が法則に違反したとしても、たとえば課税や徴兵などに際して国家が課す負担の配分における平等の法則に反しても、臣民はこの不正義に対して抗告 [=不服申立] (gravamina) をすることはできても、抵抗することは許されない」(6, 319)。——この記述に

よれば、義務を有するのはもっぱら被支配者のみであり、国民は自分が不当と思う徴兵にも抵抗はできないとされる。周知のようにカントは、国家への「抵抗権」(革命権)を国民に認めていないが、徴兵についてもその論理が適用されるのだろうか。

この問題に関しては、欧米での解釈も二極に分離しているようである。まず、カントを国民皆兵制と結びつけて解釈するものに、ジョン・デューイ『ドイツ哲学と政治』(1915年)がある。デューイは、ドイツの軍事思想家ベルンハルディ(1849-1930年)の『ドイツと未来の戦争』から、「個人の諸権利の主張は、終局的には、各人を無責任と国家の拒否へと導く。こうした見解に反対して道徳的義務の福音を教えたのが、批判哲学の創始者イマヌエル・カントであり、国民皆兵の理念を洞察したのが、シャーンホルストであった」⁴⁾という記述を引用し⁵⁾、つぎのように述べる。「アメリカ人読者は、カントの道徳的義務の福音から「、」をつける以外何の注釈も加えず、突然シャーンホルストの国民皆兵へと文章が飛躍するのにすっかり面喰ってしまうのだが、さりとて実際には、さほど非論理的というわけでもない。とはいえ、無論のこと、カントの教義が直接的な引き金となって、プロシヤが国民皆兵制を採用し、個人的幸福や行為の自由をば、あの“State”と大文字で書かれる実体に全面的に従属させるようになった、などと言っているのではない。私の真意はこうなのだ。つまり、具体的な政治状況が現状を維持し、あるいは打開せんとして国民皆兵制を要請する時、実体無き義務の福音は(実体が無いから当然と言えば当然なのだが)、その時々々の国家秩序が命令するにすぎない、あくまで特殊な諸々の義務を神聖化し、理想化するうえで、大いに利用価値があるということ、このことを私は言いたいのである。[…]以上要するに、カントのいわゆる崇高な義務の福音は、邪悪な勢力につけられるすきを残しているのである」⁶⁾。——カント倫理学の「義務」の思想がドイツ国民を兵役義務に順応させるために利用されたというのが、デューイの見解である。だが、カントのいう義務が「実体無き」がゆえに「特殊な諸々の義務」の一つ(=兵役義務)に応用可能であるというのでは、論証が不完全ではないだろうか。逆に、カントのいう義務は

「実体無き」がゆえに《良心の義務》となって《兵役拒否》を捉す、との立論も可能だろうからである。

他方、デューイとは逆に、カントを《市民的不服従の理論家》として捉えるのが、インゲボルク・マウス『啓蒙の民主制理論』（1992年）である。カント法哲学の《躓きの石》とされる「抵抗権の否定」の問題に真正面から取り組んだ同書で、マウスは次のように述べる。「『暴徒化』に反対するカントの意志表示は、大衆による批判のエリート的な否定と読まれうるかもしれない。[...] カントが『暴徒化』という言い回しをするとき、この表現によって示されるのは、ひとつの拡大段階でも、また総じて可能な抵抗の行動形態でもなく、狭義の抵抗 [=暴力革命] による公共体「一般」の暴力的破壊から生ずる瓦解の産物である。[...] それゆえ暴徒化は、公共体が現存することに対する反対以外の何ものでもない。暴徒化とは、自然状態における国民の集合状態であるが、市民状態における国民は『公共体』と同じである。それゆえ非暴力の大衆示威行動という現代の行動形態には、およそ暴徒化を否定するカントの判定は関係しないのである。むしろ反対にこの行動形態は、『陳情』と『異議申し立て』といった批判の、劇的な演出や世間に訴える表現による、抵抗行為の今日的な表現と見なしうる。このような抵抗行為をカントは、すでに彼の時代の絶対主義システムに対して訴え要求したのである」⁷⁾。——カントが否定した「抵抗」とは、公共体の「暴力的破壊」を伴う行動のみを指すのであり、公共体の破壊を伴わない「非暴力の大衆示威運動」を含むものではない、むしろカントは後者を積極的に支持していた、というのがマウスの見解である。彼女はその論拠として、カントが《立法権》への抵抗を禁じつつも《執行権》への抵抗を認めていることを指摘する。すなわち、カントにとって立法権とは、公共体を可能にする共和主義的な《結合契約》の象徴であり、これに対する抵抗が否認されるのは当然であるが、執行権はその限りではないからである⁸⁾。このマウスの論証は強い説得力を有しているが、彼女のいう「非暴力の大衆示威運動」のなかに《兵役拒否》が含まれるのかどうかは明らかでない。しかも、《非暴力》が戦争という極限状況において国民個人の問題となるのは、まさしく《兵役拒

否》において他にないはずである。だが、先に『人倫の形而上学』から引用したように、カントは「戦争に赴くことを望むか否かは臣民自身の判断に委ねられるのではなく、主権者の最高命令が臣民を戦争に送り出す」と述べているのである。この二律背反をどう考えるべきかについて、マウスはとくに言及していない。

こうして、カントにおける《兵役拒否》の思想的位置づけについては、いまだ不明のままである。だが、デューイやマウスのような第一級の思想家でさえ（おそらく）未解決の問題に、本稿筆者が直接勝負を挑んでも、しよせん徒手空拳に終わるほかないだろうことは間違いない。そこで本稿では、多少迂遠ではあろうが、プロイセン式の《国民皆兵制》を敷いていた戦前の日本における《カント平和論解釈》を探查するという道をとりたい。デューイが『ドイツ哲学と政治』を書いた時期（1914年）、アメリカは徴兵制を敷いていなかったし、マウス（1937年生まれ）の母国ドイツが現在採用しているのも、《良心的兵役拒否》を認めた上での徴兵制である。その点では、全国民の無条件的な《兵役義務》が厳格に制度化されていた戦前の日本にこそ、カントと兵役との関係を考える上で示唆に富む議論が提示されていた可能性が強いのではないか。そしてじっさいこの予想は、カント平和論の受容において名を残した中江兆民、鹿子木員信、朝永三十郎の三人を検討することによって裏書きされる。すなわち、『永遠平和のために』における「常備軍 (miles perpetuus) は、時がたつとともに全廃されるべきである」というテーゼをめぐって、この三人は《三者三様》の読みを提示し、その議論はさながら《三哲人経綸問答》の様相を呈しているのである。以下はそれに関する簡単な調査報告である。

（なお本稿では、叙述全体を通して、長文の引用を多数挿入するという処置をとった。これは、ひとつには、本稿筆者が恣意的な解釈をしていないことを示すためでもあるが、それ以上に、今日入手困難となっている文献【とくに鹿子木、朝永の諸論考】を可能なかぎり著者本人の声で紹介したいと考えたためである。その結果、煩瑣にすぎて、読みづらい叙述となってしまったことをお詫びする次第である。）

2 中江兆民——無抵抗主義者としてのカント

日本におけるカント平和論受容史の劈頭を飾るのは、中江兆民（1847 [弘化4] —1901 [明治34] 年）『三酔人経綸問答』（1887 [明治20] 年）である。容易に予想されることであろうが、対話編である同書に登場する《三酔人》——戦争否定の理想主義を説く哲学者風の「洋学紳士」、富国強兵の国権主義を説く壮士風の「豪傑の客」、両者の中道をゆく現実主義を説き、おそらくは著者自身の立場を代表するとみえる「南海先生」の三人——のなかで、カントを話題に上すのは洋学紳士である。この人物は、はやくも同書の開始部で、「欧州諸国は既に自由平等友愛の三大理を覚知しながら何故に民主の制に（ママ）循へざる邦国猶ほ多きに居る乎、何故に極て道德の義に反し極て経済の理に背きて国財を蠹蝕する数十百万の常備軍を蓄へ、浮虚の功名を競ふが為めに無辜の民をして相共に屠斬せしむるや」⁹⁾との《常備軍批判》を行う。常備軍が「経済の理に背きて国財を蠹蝕する」もので、かつまた「道德の義に反し」て「無辜の民をして相共に屠斬せしむる」制度であるという指摘は、カントが『永遠平和のために』第1章第3条項で示した《常備軍の政治学的批判のテーゼ》および《常備軍の倫理的批判のテーゼ》を連想させる。この連想が必ずしも的外れでないことは、このあと洋学紳士が《西洋民主主義の歴史》について一席をぶち、人類の目指すべき《非戦=平和》の理想を語るくだりで判明する。すなわち、彼はサン=ピエールとルソーの平和論を紹介したあとに、カントに言及してこういうのである。

「カントの言に曰く、[①] 万国兵を寝め和を敦くするの好結果を得んと欲する時は諸国皆（ママ）尽く民主の制に循ふに非ざれば不可なり、[②] 諸国既に民主の制に循ふ時は是れ民の身は復た君主の有に非ずして己れの有なり、[③] 民苟も自ら有し自ら主たる時は豈に復た自ら好みて相屠斬するの理有らん哉……二国相攻撃するに方りて凡そ戦より生ずる所の災禍は誰か之

れに当る乎、兵を執りて闘ふ者は即ち民なり、金を出して軍費に充る者は即ち民なり、廬舎焚焼せられ田野踏藉せられて其害を受る者は即ち民なり、事平ぐの後国債を募集して善後の策に任ずる者も亦民なり、[④] 而して此種の国債は終に償却し尽すことを得可らず、何となれば戦一たび交はる時は禍連なり怨結びて、一旦和を講ずるも久からずして復た発することは避く可らざるの勢なればなり、果て此の如くなる時は、民たる者豈に自ら好みて戦端を開くの理有らん哉云々」¹⁰⁾

論理の展開を見やすくするため、本稿筆者なりに4段階に分けてパラフレーズすると、①平和を実現するためには国家が民主制をとらねばならない、(なぜなら) ②民主制においては、国民の身体は国民自身の所有であって、君主の所有ではない(からである、したがって) ③国民はみずから生命の危険を犯したり国債等の経済的負担をしてまで戦争をしようとは思わない、④ちなみにこの種の国債は、戦争がつづくかぎり償却されることはない、という立論になろう。このカント紹介文をそのまま素直に受け取れば、カントは《兵役拒否擁護論》を説いていることになるだろうが、はたしてこれはカントの原典に即した論理展開となっているであろうか。加えて、上記引用文のあとに洋学紳士が説く《非戦論》——「若し万分の一此の如き兇暴国有るに於ては吾儕各々自ら計を為さんのみ、但僕の願ふ所は我衆一兵を持せず一弾を帯びず従容として曰はんのみ、吾儕未だ礼を公等に失ふこと有らず、幸に責らるゝの理有ること無し、吾儕相共に治を施し政を為して争訟すること有ること無し、公等の来りて吾儕の国事を擾すことを願はず、公等速に去りて国に帰れと、彼れ猶ほ聴かずして銃礮を装して我に擬する時は我衆大声して曰はんのみ、汝何ぞ無礼無義なるやと、因て弾を受けて死せんのみ、別に繆巧の策有るに非ざるなり」¹¹⁾——を目にすると、『三酔人経綸問答』の読者は、カントがいわゆる《無抵抗主義者》であるかのような印象すら受けるであろう。だが、先にも見たようにカントは絶対的非戦論者ではない。このあたり、中江のカント解釈がどうなっていたのか、先の引用文をカントの原典『永遠平和のために』と照合しつつ考察しておく必

要があると思われる。

中江のカント論は、全体としては、『永遠平和のために』第2章所収の一節「永遠平和のための第一確定条項——各国家における市民的体制は、共和的であるべきである」(8, 349)をパラフレーズしたものである。だがいくつか相違点がある。まず、①の「民主の制」という訳語であるが、カントの原典では、*republikanisch*という言葉こそ登場するものの、その直後に、「共和的体制 (*republikanische Verfassung*)」と「民衆的体制 (*demokratische Verfassung*)」とを混同してはならない、との記述がつづいている。岩波書店版『中江兆民全集8』所収の『三酔人経綸問答』解題(松沢弘陽・井田進也著)によると、洋学紳士のカント論は、フランスの思想家ジュール・バルニ(1818-1878年)の『民主政における道德』(*La Morale dans la démocratie*, 1868)に拠っているという¹²⁾。バルニといえば、『純粹理性批判』のフランス語訳で著名なカント主義者である。この書では *démocratie* という語を使っているので、中江がカントの用語法を理解して *republikanisch* を「民主の」と訳したかどうかは、バルニ原著を見ないことには判断できない。このほかにも、④の記述のうち下線部(=戦争が終結しない理由を述べた部分)が、原典にはない補足である。——だが、以上の2点は、本稿主題の《兵役問題》にとっては比較的細部の事柄であり、より本質的な問題は、②の「諸国既に民主の制に循ふ時は是れ民の身は復た君主の有に非ずして己れの有なり」という箇所である。

というのも、この②の記述は、《身体の所有権》が国民一人びとりに存するという、ロック的な《自己所有論》を想起させるが——そしてこの立論ゆえに《カント=兵役拒否擁護論者》との解釈も導かれるわけだが——この記述に該当する文章がカントの原典に(少なくとも『永遠平和のために』には)見当たらないからである。たしかに、カントも初期の草稿「『美と崇高の感情に関する考察』覚え書き」(1764—65年)において、ロック的な自己所有論を記しているが、後期の『永遠平和のために』や『人倫の形而上学』では——少なくとも表面的には——自己所有論は影をひそめている。ほかに②の記述の典拠としては、『永遠平和のために』第1章第3条項における《常備軍の倫理的批判のテー

ゼ) (=「殺すため、あるいは殺されたりするために兵隊に雇われることは、人間を単なる機械や道具としてほかのもの(つまり国家)の手で使用するを含んでいる」)が考えられるが、このテーゼには《民兵制擁護のテーゼ》(=「国家市民が自分や祖国を外部からの攻撃に対してそなえるために、自発的に武器をとって定期的に繰り返す軍事演習はこれとはまったく異なる」)が留保としてついている。そして、この留保と《国民皆兵制》との関係を探るのが、本稿のそもそもの問題意識であった。《常備軍の倫理的批判のテーゼ》のみをもって、カントを《兵役拒否擁護論者》と判定するわけにはいかない。

この問題をさらに追究するには、中江がカント論を祖述するにあたって依拠したバルニの『民主政における道德』を検討しなければならないだろう。同書は、中江自身が『三酔人経綸問答』を著したのとほぼ同時期に、「民主国ノ道德」(1887[明治20]年)という題で門下生とともに翻訳=新聞連載しているが、未完に終わったため、カントが論じられている原書第14講の翻訳は残念ながら存在しない。本稿筆者がバルニ原著を入手できていないため、ここでの検討は断念せざるをえないが、米原謙『日本近代思想と中江兆民』には、バルニの軍隊論と中江との関係が論じられている。カントとは直接に関係しないが、《兵役問題》を主題とする本稿にとっては多少なりとも裨益するところがあるろう。「普仏戦争[1870-71年]の敗戦とともに批判の矢面に立たされたのは、言うまでもなく軍隊であった。帝政下の職業軍隊の改革は誰もが主張したところである。バルニは『共和主義者の手引き』(*Manuel Republicain*, 1872)で]次のように指摘している。／『共和政においては、軍隊は国民自体と混ざり合う。それは武器をもった人民に他ならない。デイドロが主張したように、そこでは個々の市民が二つの服を持たねばならない。自分の職業の服と軍服である。市民の軍隊、あるいは国民的義勇軍と呼ぶべきもの、これが共和政の軍隊である』(傍点は原文イタリック)。／単なる国民皆兵ではなく、一種の民兵制度がここで主張されている。常備軍を廃止して民兵制度を創設するという議論は、当時特に珍しいものではなかった。[…中江の]『政理叢談』に紹介されている『急進的政治学』の中で、ジュール・シモンもまた同様の提案をしている。常備軍の

かわりに『十分な装備をもち、よく鍛えられた市民』による制度を設ければ、『フランスはもはや自国領内で敗れることはなく、隣国の安全を脅かすこともないであろう』と¹³⁾。——このように、「帝政下の職業軍隊」たる少数精銳の《常備軍》を廃して、「共和政の軍隊」たる国民総武装の《民兵制》をとるのがバルニの理想であったわけだが、これは『永遠平和のために』第1章第3条項の《常備軍の政治学的批判のテーゼ》および《民兵制擁護のテーゼ》に近い立場といえよう。また、カントとバルニが「共和政」という言葉を共有していることにも注意したい。バルニが当時フランスで屈指のカント主義者であったことを考えると、彼の民兵論がカント平和論を下敷きにしていた可能性も否定できない。

もっとも、バルニがカントを論じた『民主政における道德』は、普仏戦争前の著作であるため、戦争後の彼の民兵論がカント平和論をどのように見ているかは、つまびらかでない。しかも、普仏戦争直後の1871 [明治4] 年から1874 [明治7] 年にかけてフランスに留学し、バルニやシモンの影響を受けたとされる中江が、カントを《無抵抗主義者》として捉えているのだから、なおさら不可解である。中江のこのカント理解はかなり強固なものだったらしく、論説「土著兵論」(1888 [明治21] 年)において《民兵制》を主張する際にもそれが現れている。中江のカント理解を端的に示すものと思われるので、少し長くなるが引用しよう。いわく、「サーンピエールなる学士が衆人の嘲笑を顧みず万国平和の説を創唱してより其後学士連中往々祖述する者有り第十八世紀に至り^(ドイツ)独乙の碩学カントは哲学的に是説を唱道し近時一千八百六十七年には諸国の^(スイス)学士瑞西に相集まり万国平和会と号する一大会を開き三箇の問題を設けて反復討議し遂に力を竭して相共に此説を主張することに決せり¹⁴⁾。「嗚呼万国平和説は純然たる平民的の主義なり粹然たる経済の旨趣なり／然りと雖ども我第十九世紀は学士が纔に空文の理義を唱説するの時にして政事家が専ら浮虚の功名を競争するの候なりワット、ラウオアジエー以来技科の士が苦焦して收穫したる貯蓄したる国を富まし民を樂まし経済世界を光耀する器具を把り来りて彼の野獸の心有りて人類の感無き政事家と号する妖物が一意に之れを人の国

を破り人の家を滅ぼし人を傷け人を殺す戦争の屠場に利用して自家万世の醜名を積累して自身は之れに夸り衆人は之れを榮とする暗黒なる文明時代なり／此暗黒なる文明時代に際して此紫髯黄瞳の虎狼国に交はりて兵備を徹し銃砲を銷し専ら道德經濟を事とせんと欲するが如きは正は則ち正なり抑々智と謂ふを得ざるなり／されば兵備は未だ解く可らず而して兵備を保存して而して平民平等の義に務めて隣接し經濟の旨に務めて近比せんとせば如何す可きやと論じ来るときは常備軍を廢して土著兵を置くの外吾等必ず他に方案無きを信ずるなり」¹⁵⁾。——諸国家が競争にあけくれる今日の世界にあって、カントのような非武装の《万国平和論》ではとうてい日本は存続できない、軍備を保持しつつ同時に《平民平等》の理想に近い状態を望むならば常備軍を廢して《民兵制》をとるほかない、というのが中江の民兵制提唱論である。こうしてみると、やはり中江は——バルニの影響か否かは不明だが——あくまでカントを《非武装論者》として捉えていたようである。(カント平和論とバルニ民兵論とのあいだの影響関係、およびそれに関する中江の理解については、今後さらなる追究が必要である。他日を期している。)

ともあれ、以上から明らかなことは、バルニと中江の両者において、《常備軍批判》の言説が《国民皆兵》の思想と共存していたということ、そして彼らの主張は(少なくとも中江は気づいていないけれども)カント平和論の立場と案外近いところにあるということである。そこで、カントと兵役との関係を扱う本稿としては、バルニや中江の民兵論がじっさいにフランスや日本の軍制改革においていかなる帰趨をたどったのか、19世紀後半の軍制史についても最小限確認しておきたいところである。まず、普仏戦争後のフランスの軍制改革についてだが、邦語で読める史書のうち最も詳細に述べているのは、軍制史家アルフレート・ファークツの古典的大著『軍国主義の歴史Ⅱ——大衆軍隊の発展と軍国主義化』である。《軍事史》という分野はとかく現実政治の影響をこうむりやすい学問領域かもしれないが、同書はその序章「ミリタリズムの理念と本質」に述べてあるように、国防や戦略といった《国益の追究》ではなく、著者が「軍隊と社会との内的関連」と表現するところの、いわば《軍隊の社会史的

研究》を目指したものであり、学問的信頼性の高い史書と見てよいと思う（それに、1892年にドイツで生まれ、1927年にアメリカ市民権を得たという著者の経歴からもうかがえるように、一国に偏したり肩入れしたりすることのない公平な叙述も、同書の大きな特徴の一つといえる）。その第7章第5節「フランスの敗北と大衆軍隊への転換」に聞こう。「一八七二年の〔フランスの軍制〕改革は、二つの敵——外敵と国内の敵——にたいする復讐の必要から生れた。これらの目的のために、フランスの支配階級は、国家——内容的には国家の資源——を軍事専門家たちの思いのままにさせた。彼ら軍人たちは、対外的には敗北したが、国内では救済者としてあらわれ、後者は前者の面目をおおいかくすのに役立った。[…]

ところで数的優勢ということは、軍隊の特徴として、もっとも容易に判定するものであるので、一八七二年のフランス議会は、兵力数をドイツと同等とするという決定を行なった。このことは軍備競争を発生せしめ、各国の平時兵力量を増大させ、権力政治のバランスという意味から、仮想敵国は相手国の兵力増強に即応したのであった」¹⁶⁾。——こうしてフランスは《国民皆兵制》を導入し、プロイセン＝ドイツとの軍拡競争に突入する。しかし不幸なことに、その競争過程でフランスは、本来の《民兵制》の専守防衛的な理念を捨て去り、当時のドイツの富国强兵的な《徴兵制》（これについては本稿次節で論及する）を模倣するようになる。ファークツはいう、「一八七一年以後のフランスの軍事理論は、同時代の市民的思想からよりも、むしろ軍事専門家や歴史から好んでその教説をとりいれた。そのような軍人精神にわざわざされつつ、クラウゼヴィッツへと旋回した。フォシュ [=フランスの軍人 (1851—1929)] は彼を発見し、その教説を、一九〇八年以後に彼が校長となった陸軍学校で教授した。[…]しかしクラウゼヴィッツの理論は、後年にはフランスの学徒たちを、ごく最近の経験を軽視させるようにし、ただただ攻勢のために訓練された人力を重視し、それ以外の、新しい軍事力の源泉について体系的に研究するうえでのブレーキとして機能した。またこれらの教説は、新しい火器の実力や利点を、精神的、経済的、体系的に探求することをなおざりにさせた。だからフォシュや大多数のフランス将校たちは、アメリカ南北戦争が、攻勢よりも防御のほう

が大きい有効性をもっていることをすでに証明しているのに、これらの新しい兵器によって、攻撃力を高めるべきだと信じて疑わなかったのである」¹⁷⁾。——以上のファークツの歴史記述にしたがえば、1872年（バルニが『共和主義者の手引き』で民兵制を提唱した年である）にフランスが《国民皆兵制》を導入したのは、プロイセン＝ドイツに対抗しうるだけの《兵員数》を確保するためにほかならず、けっきょくはバルニやシモンが重視した《平等主義＝市民的思想》よりも、クラウゼヴィッツに象徴されるような《軍事的思考》が国家政策の中核を占める運命にあったということになる（もちろん、フランスが一から十まで完全にドイツを模倣したわけではない。同じ国民皆兵制でも、革命を恐れるドイツが《国民の武装権》を極力排する方向で軍制を整えた [=短期現役予備兵制度] のに対し、革命を経験済みのフランスは一応《国民総武装》をも視野に入れた軍制改革をした [=長期現役幹部制度] という違いがある。藤原彰『軍事史』[シリーズ「日本現代史大系」, 東洋経済新報社, 1961年] 第3章第1節を参照のこと）。

では、バルニやシモンの影響のもと中江が唱えた《民兵制》は、日本ではどのような扱いを受けたのか。日本は1873 [明治6] 年制定の「徴兵令」によって、満20歳から40歳までの男子に兵役を課していたが、特権的な免役制や、金納による代人制を大はばに採用していたため、戸籍改竄や養子縁組による徴兵忌避者が続出したこともあって、陸軍中心に軍制改革を望む声ははやくからあった。中江が「土著兵論」を著した翌年の1889 [明治22] 年（『三酔人経綸問答』発刊の2年後）、「徴兵令」の大改正が行われる。優れた啓蒙書としていまなお評価の高い大江志乃夫『徴兵制』によって、簡単な事実確認をしておこう。「新徴兵令が旧令と根本的に異なっている点は、帝国憲法第二十条に定められた兵役義務にもとづいて、はじめて一般兵役義務＝必任義務としての徴兵制を確立したことである。新令は、第一条で『日本帝国臣民にして満十七歳より満四十歳迄の男子は総て兵役に服する義務あるものとす』と定めた。免役についても『兵役を免ずるは廢疾又は不具にして徴兵検査規則に照し兵役に堪えざる者に限る』とした。八三年改正の旧令にあった事実上の平時免役である平時徴集猶予制は全廢された。[...] 後述する兵役上の特権制度を除外すれば、例外

を認めない『国民皆兵』の原則が確立されたものといえよう。／兵役制度は、常備兵役、後備兵役、国民兵役の三種とし、常備兵役は満二〇歳から現役三年（海軍四年）、予備役四年（海軍三年）の合計七年、後備兵役は常備兵役終了後五年、その他は国民兵役であった。ほかに満十七歳に達したものに現役志願を許した。海軍は志願兵を優先的に徴集し、定員不足分を徴兵によって補充した。徴兵検査の甲種合格者、乙種合格者の順に抽せんをおこない、当せん者を現役に徴集した。落せん者は一年間予備徴員とし、現役の欠員補充要員とした。予備徴員を終わったものおよび丙種合格者は国民兵役に編入された。丁種は「廢疾又は不具」および身長四尺八寸（一四五・五センチ）以下のもので不合格免役であった¹⁸⁾。——一般兵役義務については本稿次節で言及するが、「抽せん」とあるように、《国民皆兵》といっても、じっさいの現役徴集率はけっして高くはなかった。新徴兵令施行後の1891〔明治24〕年でも徴兵検査合格者の5.7%（ちなみに改正前の1888〔明治21〕年は4.6%だった）、改正から10年目の1898〔明治31〕年でも10.6%である（吉田裕『日本の軍隊——兵士たちの近代史』〔岩波書店、2002年〕第1章を参照のこと）。すなわち、徴集された者（当せん者！）だけに武装訓練をほどこし、それ以外の国民には（後備軍に所属する場合でも）武装解除を徹底するという点では、新制度も旧制度となんら変わりはなく、むしろ国民皆兵の名のもとで《強制徴集》の実を上げようとしたものにほかならなかった。つまりところ新徴兵令の目指した軍制は、中江の提唱したような国民総武装の《民兵制》ではなく、あくまで常備軍を中心に据えたプロイセン＝ドイツ流の《徴兵制》だったわけである。近代日本最初の外征戦争となる日清戦争の5年前のことであった。

けっきょく、フランスの共和主義者たちの場合と似て、中江の民兵制提唱も、富国強兵的な《国民皆兵制》に呑み込まれる運命にあったといつてよい。もっとも、《国民の武装権》を認めたという点で、中江の見解は同時代の日本のどの民兵論者〔吉田多々・青木匡など〕にも増して急進的・共和主義的であったといえるが、中央集権体制を確立後《外征軍の建設》を志向しつつあった明治政府にとって、中江のような《専守防衛的発想》はとうてい受け入れられるも

のではなかった（『日本近代思想大系4 軍隊 兵士』[岩波書店，1989年]所収「解説」[吉田裕著]を参照のこと）。そして中江自身も、おのが胸中に抱懐する《民兵制》の理念と、明治政府が新徴兵令によって現実に推し進める《徴兵制常備軍》との相違について、その後多くを語ることなく没した（1901 [明治34]年）。彼の死後は、両者の相違に気づく者すらほとんどいなくなった。

——19世紀のフランスと日本における、以上のような《国民皆兵制》の帰趨を見ると、カント平和論の掲げる《常備軍の政治学的批判のテーゼ》および《常備軍の倫理的批判のテーゼ》が、兵役拒否行為の擁護のためにどれほどの力となりえたか、いささが心もとなくなる。かえって、《民兵制擁護のテーゼ》をもって、プロイセン＝ドイツ流の《徴兵制》を正当化した論客すらいたのではないかと勘ぐりたくもなる。そして悲しいことに、そうした《カント悪用》の事例もげんに存在した。それが本稿次節の主題である。

3 鹿子木員信——徴兵論者としてのカント

日本のカント平和論受容史において特筆すべき第二の人物は、鹿子木員信（1884 [明治17] -1949 [昭和24]年）である。鹿子木は海軍士官として日露戦争にも従軍したことのある異色の哲学者で、22歳で渡米しコロンビア大学で修士号を取得、その後ドイツに渡りイエナ大学でルドルフ・オイケンのもとで博士号を取得した。1913年 [大正2]年に帰国したのち、慶応義塾大学、九州帝国大学で哲学を講じた。慶大山岳部、東大スキー山岳部の創立にかかわり、日本人として最初にヒマラヤに登攀した岳人としても知られる。また、徳富蘆花の小品「梅一輪」（『みみずのたはごと』所収）に登場する葛城勝郎は、若き日の彼をモデルにしたものといわれる。早い時期から「全体主義」を唱導し、太平洋戦争中には大日本言論報国会の専務理事兼事務局長を務め、戦後にA級戦犯と判定された。さまざまな意味で戦前の日本の《国家主義思潮》をリードしたこの思想家が、第一次世界大戦の真最中である1916 [大正5]年に、カント平和論を正面きって論じている。カント・アーベントでの講演をまとめた論文「カ

ントの『永遠平和』を論ず」(のちに『戦闘的人生観』[1917【大正6】年, 同文館]に再録)がそれである。この3年前, 鹿子木はアメリカ, ドイツでの留学を終えて帰国し, 慶応大学教授に就任していた。大戦勃発直前の激動のヨーロッパを見聞した日本の思想家が, 大戦参戦中の日本において行った講演として, 時代の貴重なドキュメントであるといえよう。

講演の冒頭から, 鹿子木は《挑戦的》な言辞を聴衆に突きつける。「然らば目下私の興味を中心を形ち作るものは何であるかと申しますれば, そは『戦』の問題であります。昨年の冬, 私は『永遠の戦』と題する一書を出して世に問ふ所があつたのでありまするが, その説く所は正にカント晩年の作『永遠の平和』の理想と矛盾反対せる永遠の戦であります。かくして私の此の攻撃的戦闘的思想の矢面に立たれた方々の中には此のカントの永遠の平和を以てその盾とせられた方も少なくなかつたのであります」「かくして私の為さんと欲する所はカントの永遠の平和の理想=私にはその本質上一個の幽霊としか見えぬ平和の理想を描きつゝ, 同時にそれに攻撃を加へ, 最後に若し尚ほ私に腕の力余りありまするならば, 全体としての永遠の平和の理想に止めを刺さんとする事があります。而して依つて以て最後の止めを刺さんとする^(あいくち)七首は実はカント本来の大精神の鍛え成す所=実に精神的文明の^(りけん)利剣に外ありませぬ」¹⁹⁾。——

これで鹿子木講演の意図は大方明らかとなつた。彼は日本の平和主義者たち(具体的に名は挙げられていないが, 本稿次節で扱う朝永三十郎は間違いなく含まれていよう)が抛り所とするカント平和論に《攻撃》をしかけ, 平和主義者たちを《一網打尽》にしようとしているのである。

ではなぜ鹿子木はかくも平和主義を唾棄するのか。引用文中で彼が紹介している『永遠の戦』(正確には『永遠之戦』[1915【大正4】年, 同文館])をひもといてみると, 「『永遠の平和』——そは抑も何物ぞ——それ自身そは一個空虚の名に過ぎぬ。然るに此の空虚の名は恰かも^(がんしつ)癌疾の如く, 我等存在の根底を^(ふしよく)腐蝕しつゝあるのである。武士的精神の父, その生命の要素『戦』を^(けが)穢し, 之れに一切の忌はしき悪名を被らせんとしつゝあるのである。大和魂に戦を否定するは, 恰かも魚に水を否定せんとするが如くである。『平和の理想』は今

や、我等の最も善きもの、最も尊きもの、武士的精神、大和魂を、その根底に浸蝕破壊せんとしつつあるのである」²⁰⁾ という記述が目に入る。平和主義は《武士的精神＝大和魂》を浸蝕するゆえに断固排斥せねばならないというのが鹿子木の立場である²¹⁾。いま『永遠之戦』の内容にくわしく立ち入る余裕はないが、鹿子木カント論の成立背景を知るための最小限の情報として、同書所収の一章「戦闘的精神」(1914 [大正3]年11月の講演)を見てみよう。そこで彼は、《武士的精神＝大和魂》を称揚する理由を次のように述べている。——「戦争は正義の剣であり、神向上の鞭である。かくして国民は常に喜んで此の神の咎——歴史的必然の齋^(もたら)す試練——を受ける決心が無ければならぬ。事^(いやし)苟くも国家の独立、自由、尊厳に係わる限り、猛然立つてその最後の手段に訴ふるの覚悟が無ければならぬ。如此戦闘的精神あつて始めて一国民は存在するの権利がある。自らの存在と、その独立尊厳を自らの力に依つて確立擁護するの力無くして、国家はも早や存在の権利を有しない。かくして両刃の剣の如く鋭く、引きしほれる弓の如く緊張せつ不斷の戦闘的精神は、実に国家存在第一の義務である」²²⁾。事のついでに、他の一章「国家と哲学的精神」(1915 [大正4]年5月の講演)に目をやると、「我等は、今、実に、未曾有の時代に生きている。現代は、慥かに人類の歴史の見たる最大なる時代の一つである。——現在、地球の上に、精神的物質的文明の導者であるヨーロッパ国民は、歴史上未だ^(かつ)曾てその例を見ぬ恐ろしきまでに偉大なる戦の嵐のうちに、格闘力戦している。……而して我等は——我等は、実に、今此のヨーロッパの空を包む大嵐の前に、立っているのである。その口に、かの狂暴と破壊を包む黒雲は、いつかは、また我等自らの頭上に襲ひ来らでは止まぬ。我等も亦、晚かれ早かれ、いつかは、此の嵐に見舞はれて、我等の精神の力と勇氣とを試めざる、運命の下にあるものである」²³⁾と書かれている。第一次世界大戦における日本の勝敗のみならず、未来の激しい国際競争における日本の命運を案じつつ、国粹主義的論陣を張ろうとする鹿子木の心情がうかがえる。彼の《カント平和論批判》——より正確に言えば《カント平和論攻撃》——は、世界大戦を意識してのこうした《日本主義鼓吹》と背中合わせになっていた。

ただし、鹿子木はなにもカント平和論の全否定を望んだのではない。最初に引用した文に「最後の止めを刺さんとする七首は実はカント本来の大精神の鍛え成す所」とあるように、カントの論理展開を内在的に追うことで《永遠平和》の実現不可能性を暴露させるのが、鹿子木の目論見である。本稿筆者の見るところ、鹿子木のこの論法が非常に冴えているのは、カントの《常備軍批判》に対して加えた論駁の部分である。もとより、《武士的精神》を称揚してやまぬ鹿子木にとってみれば、《軍隊否定》の議論ほど真っ先に標的とすべきものはないであろう。じっさい、『永遠平和のために』第1章「永遠平和へのための予備条項」の6条項のうち、鹿子木は「第三條『常備軍は将来全廃さる可きもの也』」に対する論駁にもっとも紙数を割いている。以下、その後半部分を引用しよう。

「^(ひるがえ)翻つて今カントの此の常備軍反対論を点検致しますれば、私共はそのうちに二つの論拠あるを見るのであります。[①] 即ち一つは^(およ)凡そ常備軍はその陸軍たると海軍たるとを問わず軍備の競争を促し、軍備の競争は遂に戦を喚起し、かくしてそれ自身戦争の原因となるが故に、それを廃止す可きものであると言ふのであります。凡ての武装、^(すべ)凡ての戦備は遂にそれ自ら戦を生む、と。是れ実に至言でありまして、以てよく世の^(いわゆる)所謂一切の武装的平和主義なるもの、虚偽、偽善、空虚、浅思を暴露せるものであります。[②] 而して移つて常備軍反対の第二の論拠はそれが傭兵なるが故にと言ふのであります。而かも今日の常備軍は一二の例外を除いては決して傭兵制度の上に立てる常備軍ではありませぬ。そは国民的常備軍即ち一般徴兵制度、義務の概念の上に立てる常備軍であります。当時カントは未だ始めてシュタイン、シャルンホルスト、グナイゼナウ等の天才の胸に生れ、カントの死後^(ようや)漸くその実現を見るに至つた国民的常備軍、国民的徴兵制度、即ち高貴なる義務の上に立つ常備軍なるものを知らなかつたのであります。[③] 若し之れを知りたりしならば彼は必ずその第二の論拠を撤廃したに違ひありませぬ。現に彼は此の條項の説明のうち

に附記して——「国民が自らとその祖国を他の攻撃に対して護らんが為めに、時を期して行ふ自由意志的軍事的訓練は此の限りにあらず」と言つて居ります。而して私共は此の言葉よりカントが決して絶対的非戦主義者で無かつた事を^(うかが) 覗^(ママが) ひ知る事^(ママが) で出来るのであります」²⁴⁾

本稿筆者なりにパラフレーズすると、①常備軍が戦争の誘因になるというカントの指摘(=常備軍の政治学的批判のテーゼ)は正しく、武装的平和主義は虚偽である、②しかし、常備軍は傭兵制を基礎にするという指摘(=常備軍の倫理的批判のテーゼ)は今日では通用しない。今日の常備軍は「一般徴兵制度」すなわち《一般兵役義務制》を基礎にしているからである。③もしカントが今日の常備軍を目にしたならば、必ずそれに賛同して自説を破棄したであろう。その傍証が「自発的に武器をとって定期的に繰り返す軍事演習はこれ [=常備軍] とはまったく異なる」という記述(=民兵制擁護のテーゼ)である——これが鹿子木の主張である。つまり鹿子木は、カントの指摘する《常備軍制》と《民兵制》との相違に依拠し、これを《18世紀の常備軍制》と《19世紀の一般兵役義務制》との相違として解釈しなおすことで、日本の《国民皆兵制》を正当化しようとするのである。カントの義務論を一般兵役義務制と結び付ける点はベルンハルディ(本稿序論のデューイに触れた箇所を参照)に似て強引だが、カントの常備軍批判が必ずしも国民皆兵制の否定ではないという主張は筋が通っている。以上の鹿子木説をとるならば、カントは《国民皆兵制》の擁護者ということになるろうし、《兵役拒否権》は国民には否認されることになるろう。これは中江兆民と正反対の解釈である。両解釈の開きの大きさに戸惑いを覚えるが、ともかく鹿子木説の妥当性を点検することにしよう。ここで、プロイセンにおける《18世紀の常備軍制》から《19世紀の一般兵役義務制》への転換について、最小限の確認作業を行う段取りとなった。

まずはじめに、18世紀プロイセンの軍制について、基本的な知識を確認しておこう。日本の学者によるオーソドックスなドイツ通史としては、成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『世界歴史大系 ドイツ史2——1648年～1890年』(山川

出版社、1996年)、木村靖二編『世界各国史13 ドイツ史』(山川出版社、2001年)等優れた業績が複数あるが、当該事項についてはいずれの書も同様のデータを語っているので、本稿では紙幅の都合上、もっとも簡潔なまとめを見せている末川清「近代ドイツの形成——「特有の道」の起点」から引用することにしよう。「軍人王フリードリヒ・ヴィルヘルム一世がおこなった軍隊強化策をみておこう。即位当時四万だった常備兵力はかれの在位中に八万三千人に増強された(当時プロイセン王国はヨーロッパ諸國中、面積で10位、人口で13位であるのに、兵力では4位であった)。こうした量的増大以上に注目されるのは一七三二-三三年のカントン制度の導入である。それ以前には、軍隊は外国から誘拐に近い徴募でかきあつめた傭兵や国内の貧民・犯罪者の強制的入隊でまかなわれ、きびしい訓練に耐えかねて大量の逃亡者が続出したり、病気や老齢のため戦闘能力の低下も著しかった。ここで導入されたカントン制度は、強壯な兵士を徴集するために設けられたのであって、各軍団毎にそれぞれ徴募区(カントン)を割りあて、そこに居住する壮丁すべてを軍団の兵籍リストに登録しておき、兵員に欠員が生ずればこのリストにもとづき徴兵することにしたのである。これは徴兵制に近いけれども、商工業にたずさわる都市民や西部諸州の農民は免除され、もっぱらグーツヘアシャフト下の隷属農民の子弟が徴兵の対象となっていた。また婦休制度により、四・五月の訓練期間を除くと帰郷して農作業を手伝うことにされていた。つまり営農と徴兵を両立させようとした制度といえる」²⁵⁾。——世界史にある程度あかるい人にとっては、以上のような基礎的確認作業などそもそも不要であったかもしれないが、本稿筆者としては、このくらいの知識でも鹿子木説の根拠をゆるがす可能性があることを示したかった。すなわち、ここから分かるのは、プロイセンの《18世紀の常備軍制》が、必ずしも鹿子木のいうような「傭兵制度の上に立てる常備軍」であったとはいえないということである。少なくとも1732年以降(したがってカントの活躍した時代)、プロイセンの常備軍は《徴兵制》を敷いていたのであり、ただ兵役免除をめぐる身分的な差別が残されていた点において、《19世紀の一般兵役義務制》と異なっていたのである(もちろん、軍隊内での陰惨な体罰[鞭打ち]など、18世紀のプロ

イセン軍に特徴的で19世紀には廃止された要素もあるが、本稿では、傭兵制か徴兵制かという《兵士の徴集形態》を問題にしている)。

それどころか、フランス革命期のヨーロッパ史を専門とする歴史家R・R・パーマーの論文「王朝戦争から国民戦争へ——フリードリヒ大王、ギベール、ビューロー」は、フリードリヒ大王が《愛国的市民軍》の養成を志向してさえいたという見解を提示している。同論文は、ピーター・パレット編『現代戦略思想の系譜』(*Makers of Modern Strategy*, 1986) という全28章の大著の一章である。《軍事史研究》の典型のような書名だが、編者パレットも「序文」で述べているように、軍事史の専門家のみによる論集ではなく、外交史・政治史・思想史・科学史・文化史等さまざまな分野の専門家を結集した《百科全書的研究書》とあってよい。またパレットは、「熱狂的爱国主义」を学問的客観性を脅かすものとして斥けるよう忠告もしている。これらの点に鑑み、同書の学問性を信頼して引用することにしよう。「なお彼〔フリードリヒ大王〕が愛国的市民軍の価値に気づいていたことについては、カントン制度が戦時に同郷の兵士たちを一つにまとめる効果を持つ、と考えていたことから知りうる。一七四六年、彼は、『市民』から徴募された自分の軍隊が名誉と勇気をもって戦うと書いている。『このような市民からなる部隊をもってすれば、勝利が彼らにとっては敵の場合のように命取りにならなければ、全世界を屈服させるであろう』。その後フリードリヒは、他の“思想家たち”と同様に愛国心の理論的価値をさらに高く評価するようになったが、しかし彼はそのために何もしなかったし、また王国を改革せずにできるはずもなかったのである」²⁶⁾。——パーマー説によれば、《19世紀の一般兵役義務制》は、理念としてはフリードリヒによって先取されていたのであり、そのフリードリヒが残した改革課題に着手することで、一般兵役義務の理念を実現しようとしたのが(鹿子木も名を挙げている)シュタイン・シャルンホルスト・グナイゼナウ等の軍制改革者たちであったことになる。こうしてみると、「当時カントは未だ始めてシュタイン、シャルンホルスト、グナイゼナウ等の天才の胸に生れ、カントの死後漸くその実現を見るに至った国民的常備軍、国民的徴兵制度、即ち高貴なる義務の上に立つ常備軍

なるものを知らなかつた」との鹿子木説は、じつは危うい根拠の上に立っていることなろう。カントは、プロイセン常備軍がその制度面での主軸を《傭兵制》から《徴兵制》へと移動しつつあった時代に、例の《常備軍批判》を行ったともいえるのである。パーマー説のみに依拠するわけにもいかないが、かといってそれが提出されたいま、18世紀のプロイセン軍をたんなる《傭兵集団》と見て片付けることも独断として斥けねばならない。カントの「人間を単なる機械や道具としてほかのもの（つまり国家）の手で使用する」という《常備軍の倫理的批判のテーゼ》は、少なくとも、以上のような軍制史的な背景を念頭において読む必要がある。

こうして19世紀に入り、対仏解放戦争（ナポレオンに対し、プロイセン・ロシア・スウェーデン・イギリス・オーストリアが戦いを挑んだため「諸国民戦争」とも呼ばれる）を目前にひかえた1813年2月に《一般兵役義務制》の確立がなされる。それは、20歳以上39歳までの男子に全面的に兵役義務（3年の現役・2年の予備役を経て、後備軍に14年所属する）を課すもので、免役制や代行制をいっさい認めないという点で、当時のヨーロッパでもっとも厳格な《国民皆兵制》であった（プロイセンが模範に仰いだフランスの《国民軍》にはまだ免除規定があった）。同制度導入の経緯についてはすでに別稿で触れたので²⁷⁾、ここではその思想的背景に関する最小限の確認でとどめたい。もっとも本来であれば、シュタイン、シャルンホルスト、グナイゼナウといった人々の著作から引用したいところだが、残念ながら邦訳がなく、また彼らの同志にして弟子にあたるクラウゼヴィッツの『戦争論』は、邦訳こそ数種あるが、軍制改革後の1818年以降の執筆である。であれば、シュタインたちの残したドイツ語の原典にあたって再構成すべきなのだが、正直なところ本稿筆者はそれだけの実力も時間的余裕も持ち合わせていないので、ここでは（あくまで限界性を自覚したうえで）二次文献を参照するという処置をとることにする。そうである以上、管見のかぎりもっとも詳細でかつ信頼のおける文献であるアルフレート・ファークツ著『軍国主義の歴史 I——封建騎士団から大衆軍隊へ』の叙述に傾聴することにしよう。その第5章第1節「プロシア改革者たちと大衆的諸力の覚醒」でファークツは、シ

ユタイン、シャルンホルスト、グナイゼナウ、ポイエーン、クラウゼヴィッツといったプロイセンの軍制改革者たちの発言を引用しつつ、かれらの思想を次のように総括する。「グナイゼナウは、プロシア人を軍隊の目的に献身させるためには、まず第一にプロシア人を自由に、もしくはいまよりも自由にせねばならないと要請した。これまでプロシア人は、納税者もしくは国家機構のその他の受動的対象として扱われてきた。そしてプロシア人を自由にし、高貴なるものにし、独立心を持たせ、さらには自らの尊厳をもって、全体のなかの一部であるという感情をいだかせるようなことは、ほとんどなにもなされてこなかった。[…] その目的がわからないままに軍務につかされているにすぎない人々にとっては、彼らが、だれのために奉仕しているかは問題ではない。しかし祖国がおかれている状況を知っており、寛大な法律のもとで、正しい統治によってもたらされる幸福とは、どのようなものかを知っている国家公民は、最高の目的を確保するために、たとえ自分自身のためではなく、自分以外の人々のためであっても、喜んで自らを犠牲に供するのである。[…] このようにして国家の全成員を兵士たらしめうるならば、彼らは平時にあっても軍人精神によって充滿されるにちがいない。また多様で広範囲にわたるプロシア諸州は、ひとつの憲法という共通の紐帯によってのみ、ひとつの国家へと統合されうる。要するにグナイゼナウや彼の盟友たちは、一般徴兵制の負担を人民の権利によって調和させ——十分ではなくとも——、戦争と平和や戦費についての審議の過程で共同一致に到達しうる、と確信していたのである。そしてこれまでにこのような諸条件が満たされたならば、現在の三倍もの軍隊が可能であったろうし、また現在よりもはるかに安価な軍隊をえられたであろう、と考えた」²⁸⁾。——要するに、《祖国愛》に基づく《国防観念》を全国民にもたせることで、プロイセン国家に巨大かつ安価な軍隊をもたらそうとしたのが1813年の一般兵役義務制導入だったというのである。このファークツ説に従えば、軍制改革者たちの意図する《国民軍》は、従来の常備軍についてカントが指摘したような「人間を単なる機械や道具としてほかのもの（つまり国家）の手で使用する」という発想を、根本的には脱却しえなかったことになるろう。

もちろん、以上はファークツによる総括であるから、もとよりこれのみに依拠した断言は慎まねばならない。しかも大著『軍国主義の歴史』全4巻は、アメリカ移住後のファークツが、1937年にアメリカで出版したものであるから、多少はドイツの軍制史に辛い点をつけているということもありうるだろう（20世紀ドイツを代表する歴史家フリードリヒ・マイネッケの『ドイツの悲劇』や、ゴロ・マン [作家トーマス・マンの次男] の『近代ドイツ史』を見れば分かるが、苦難の大戦期を生き抜いた知性がそもそも母国の軍制に甘い点をつけるはずはない。そしてそれでよいのである）。そこで今度は、ファークツが批判の矢を向ける《一般兵役義務制》の問題点を、逆に可能なかぎり好意的に解釈するという作業も一応やっておく必要がある。その場合、たとえばつぎのように考えることが可能であろう。プロイセンの軍制改革者たちは、「最高の目的を確保するために、たとえ自分自身のためではなく、自分以外の人々のためであっても、喜んで自らを犠牲に供する」という精神に、《国民軍》の理想を見ていた。ここに、カントの《常備軍批判》を、鹿子木のように《国民皆兵制擁護論》として解釈する余地がないとはいえないのである。すなわち、かつての常備軍は人間を「たんなる手段としてのみ」扱ったが、現在の「国民的常備軍即ち一般徴兵制度、義務の概念の上に立てる常備軍」は人間を「同時に目的としても」扱っているのだ、という解釈である²⁹⁾。

だがいずれにせよ、対仏解放戦争の終了後、プロイセンの一般兵役義務制は、軍制改革者たちの当初の理想を裏切る方向へと進んでいく。引用したい文献は多々あるが、紙副の限りもあるので、ふたたび大江志乃夫『徴兵制』の簡潔な解説に助けをかりよう。「一八四八年の革命において、常備軍は国王の軍隊として行動し、後備軍は当初は革命にくみした。ブルジョアジーがまだ現実化していないプロレタリアートの脅威におののいて王権と妥協したとき、プロイセン・ブルジョア社会の模写である後備軍もまた王権の側に転じた。プロイセン絶対王政の常備軍と、プロイセン・ブルジョアジーの後備軍という二元兵制のかたちで第一歩を踏み出した一般兵役義務は、この妥協によって二元兵制の意味を失った。ブルジョアジーが革命の側にあったとき、憲法議会は個人の『兵

器を携帯する権利」こそが兵役義務のただひとつの根拠であると主張していたが、ブルジョアジーが王権と妥協したのちに成立したプロイセン憲法は、「すべてのプロイセン人は兵役の義務を有する。その範囲及び様態は法律をもってこれを定める」とのみ規定した。武装の権利ぬきの兵役義務の強制による兵役義務一元化の実現を、王権は追求しはじめた。／ [...] 一八六〇年に議会に提出された軍制改革案は、年々の徴兵数を増加し、現役服務期間つまり兵営生活を強制する期間を二年から三年に延長し、常備軍中心の兵制に統一しようという案であった。それは後備軍という国民軍隊を最終的に解体し、国民の自発性にもとづいた自律的軍事組織という思想に基礎をおいた軍事力の存在を全面的に否定し、全国民を強制徴集制による徴兵制という一元的な兵役義務のもとに編成がえしようとするものであった。徴兵義務を中心とする軍事体制のもとに全国民を組みこむ、いわば国家の軍国化案であった」³⁰⁾。——この軍制改革案にしたがって、一般兵役義務にもとづく《徴兵制常備軍》の確立を実現したのがビスマルクであった。彼は1867年に行った軍制改革で、後備軍を常備軍のもとでの兵役区分の一部に組み入れ、こうして《国民軍》の発想はプロイセン軍から完全に消滅することになる。大江はいう、「彼ら [=兵士たち] は独立の個人である前に国王の兵士であらねばならなかった。軍隊は国民軍隊から大衆的職業軍隊に転化した。すべての男子国民は兵士となるために育成されるので、兵士はすでにアマチュアではない。少数精鋭の外征用職業軍隊のすべての長所をそなえた大衆的職業軍隊が、徴兵制の名のもとに、外征軍隊として成立した」³¹⁾。——日本が1889 [明治22] 年に徴兵令を改正して、《一般兵役義務制》を確立したときに参考にしたのは、まさしくこの《大衆的職業軍隊》としてのプロイセン軍であった。ゆえに、鹿子木がドイツや日本で目にし、講演のなかで正当化を試みた「国民的常備軍即ち一般徴兵制度、義務の概念の上を立てる常備軍」とは、カントの《民兵制擁護のテーゼ》が妥当するような軍隊ではけっしてなかった。というよりむしろ、カントの《常備軍の倫理的批判のテーゼ》が妥当するような軍制でしかなかったのである。鹿子木のカント平和論解釈は、この点でも根拠の危うさを露呈しているといえよう。

(※管見のかぎり、鹿子木員信の哲学に関するまとまった研究としては、宮本盛太郎『宗教的人間の政治思想 軌跡編——阿部磯雄と鹿子木員信の場合』[木鐸社、1984年]がほぼ唯一のものである。同書は、鹿子木の言論活動の全体像を網羅した力作である。そのほか、昭和初期における鹿子木の日本主義思想については、船山信一「昭和前期の日本主義哲学——紀平正美・和辻哲郎・養田胸喜・鹿子木員信・『生み』の哲学」[藤井松一ほか編『日本近代国家と民衆運動』有斐閣、1980年、349-440頁]が扱っている。)

4 朝永三十郎——共和主義者としてのカント

本稿が最後に取り上げるのは、カント学徒として名高い朝永三十郎(1871 [明治4]—1951 [昭和26]年)である(長男はノーベル物理学賞受賞者の朝永振一郎)。東京帝国大学でラファエル・ケーベルや井上哲次郎に学び、真宗大学や京都帝国大学で教えたのち、1909 [明治42]年に渡欧。ドイツのハイデルベルク大学でヴィルヘルム・ヴァインデルバントに師事した。1913 [大正2]年に帰国しているから、ちょうど鹿子木員信の留学時期と重なっている(ついでにいうと、鹿子木のドイツでの師がオイケンだったのに対し、朝永の師がヴァインデルバントだったというのは興味深い。《生の哲学》と《新カント派》との政治思想的性格の相違が、鹿子木と朝永との人生行路をも分けることになったというのは穿ちすぎる見方だろうか)。以後京大教授として、天野貞祐、高坂正顕、小原国芳など多くの俊英を育成した。朝永の著作でもっとも読まれたのは、1916 [大正5]年に出た『近世に於ける「我」の自覚史』(鹿子木が「カントの『永遠平和』を論ず」を発表したのと同年の出版)であるが、これは西洋近代史を《我の自覚》という哲学的主題の縦糸と、社会・政治・思想・芸術・宗教という社会的連関の横糸とによって織り上げた独創的な思想書である。

同書を開くと、「四『我』と国家——立憲政治運動」と題する一節があり、「教権から解放されて、窮屈な、陰鬱な、灰色の天地を脱して、漸く^(ようや)天空^(かいかつ)海濶の世界に出でたと思つた『我』は更に国家といふ桎梏^(しつこく)に苦み、併せて

之と結託した教権の圧迫をも再び忍ばねばならぬこと、なつた。『我』は教会に盲従する代りに国家に屈従せねばならぬこと、なつた。併し対教権の戦争に勝利を得た『我』は永く此屈従の状態に甘んずることは出来なかつた。頑強に之に対して反抗を試み、英国は幾度かの革命を経て憲法政治の発祥地となり、学説上に於てはモンテスキューの三権分立論の先駆をなせるロックの政治論を出だし、仏国に於てはルッソーの民約説、モンテスキューの政治論となり、大革命となつた」³²⁾ と、大正期の自由主義思潮の一角を担った著者らしい叙述が目に入る。同書初版にはカント平和論の記述はないが、近代の自由主義に深い敬意をはらう朝永のなかでは、カント平和論を扱うに十分な思想的素地ができていたといえよう。のちの改訂版を見ると、「八 超個人我的発見—カント」という一節にカント法哲学の説明が付加され、「かくてカントは、従来単なる歴史的事実、若くば支配慾幸福慾その他の自然的傾向といふが如き経験的基礎の上に置かれて居た法——先づ第一に国内法 (Staatrecht) を先天的基礎の上に置くことによつて其權威を確立し、英国に於て既に実行のロック及びモンテスキューに依つてその理論家の端が開かれて居た、立憲的代議制を倫理的に基礎つけんことを期すると共に [...] 更に進んで等しく人格品位擁護の倫理学的原則に基いて、近世初頭に於てゲンティールリス、グローティウス等によつて提説せられて居た国際法 (Staatenrecht) を基礎づけ、而して其国際法の実行機関として實際政治家 (仏王アンリ四世の宰相) によつて既に提案せられて居た国交国間の国際連盟の構想に合理的根拠を与え、最後に地上に住する一切の人類の関係を律すべき世界公民法 (Weltburgerrecht) を創設し、之に依つて地上一切の人類を融和することによつて、人類間の不和鬭争を^(せんじよ) 芟除せんことを期した。(此等の諸点については、拙著「カントの平和論」を参考せんことを読者に望むに止め、詳説を省く。唯、カントの是等の提説は凡て、人格の品位、超個人的我的尊嚴といふ倫理学的原則に基礎を置いて居るといふことが、本書の主題との関連上常に明記せらるべきである、といふことを特に注意して置きたい。)」³³⁾ と書かれている。ここで朝永が読者に参照を求めているのは、彼が1922 [大正11] 年に出した単行本「カントの平和論」を指す。この書と、その

原型になった二つの論文（1921 [大正10] 年発表の「カントの永遠的平和論の半面」および1922 [大正11] 年発表の「カントの平和観に就て」）が、以下本稿で扱うメインテキストである。

まず、朝永がこれらのカント論を執筆した動機について簡単に見ておこう。論文「カントの永遠的平和論の半面」を見ると、序論部分で朝永は次のように述べている。「時事問題と関連して我邦に於ても平和論者としてのカントの名が屢々引拳(しぼしぼ)され、其平和論の内容も或程度まで紹介されて居ると思ふが、此一編は此等、又は他のカントの平和論の解説や批評に対して敢て新機軸を出さうといふのではない。唯『永遠の平和の為に』一編を読む何人も知り得るであらう其梗概と、カント哲学の一般的理解を有つて前挙の関係書類を読む何人と雖も見逃さぬであらう此平和論の意味とを、一般読書界に紹介しやうといふに過ぎぬ」³⁴⁾。——本稿前節で扱った鹿子木の「カントの『永遠平和』を論ず」と比べると、《没政治性》を強調したまことに静かな口吻である。しかし、この言葉を額面通り受け取るとすると、朝永ともあろう大学者が、しかも『哲学研究』という専門誌にどうしてそのような《啓蒙的》一文を発表したのか、理解に苦しまざるをえない。その真実の理由は、同論文を改訂・再録した「カントの平和論」において明かされている。同書の「序」で朝永は、「其の[＝同書の] 関心は主として史的であつて平和主義の宣伝といふことには存しない」³⁵⁾と述べて、やはり《没政治性》を強調するのであるが、その直後に、「併し著者は平和主義其者に対して全然無関心ではない。平素政治問題に対して多少の興味を有し、而して和戦問題に関しては平和論に同情し、平和をばカントの意味に於て『イデー』と認めて居る。而して其の精神を以つて折々時事問題に対して管見を述べたこともあつた」と述べ、日露戦争後に凱旋門建設の世論が起きたときに反対の論陣を張って喧々囂々たる批判を浴びたこと等を述懐して、胸奥に脈打つ《平和主義》をほのみせる。そして、「今、平和に対する世界人心の趨向を見るに当時と戦後[＝第一次世界大戦後]の今日とは実に隔世の感がある。尤も、今日の平和論が如何なる程度まで純なる動機に出でて居るか、殊に如何なる程度まで哲学的洞見の上に立つて居るかは疑問である。

衷心よりして平和を愛し若くば原則として其の追求をば義務と信ずるのでなくして自家若くば自国本位的打算や有意無意の大勢順応やに出でたものが寧ろ多数を占めて居るかも知れぬ」³⁶⁾と述べるのである。世に《平和》を語る者は少なくないが、“平和とはそもそも何であるか”との深い思惟にまで到達する者の少ないことに対して、朝永は深い危惧を抱いていた。そうした世間への警醒の念をこめて、彼はあえて《啓蒙的》に、カント平和論を再確認する機会を世に提供しようとしたのだった。(なお、本稿筆者の見るに、「カントの永遠的平和論の半面」が掲載された『哲学研究』の“1921 [大正10] 年3月”という時期——もちろん主題の着想や原稿の執筆はそれからさらに数ヶ月先立つことになる——を考えると、朝永の念頭に《シベリア出兵》や《軍縮問題》等、同時代の政治的事件への関心がなかったとは考えられない。これについては後述する。)

以上で朝永カント論の執筆動機について大方明らかになったので、以下内容に入ろうと思うが、例によって本稿主題の《兵役問題》に関する箇所を取り上げることにしよう。朝永は『永遠平和のために』第1章第3条項の《常備軍批判》を次のように解説する。

「一国民が他国民に対して脅威を感ぜしめる状態は主として対外的意味を有する二つの国家的施設に存する。其一は即ち兵備、他は国債である。先ず兵備に就て考ふれば、[①] 如何なる国家も自己及び自己の政治的独立を擁護する力を有せねばならぬ以上兵役に堪える^(ママ)全国民に軍隊的教育及び訓練を施すといふことは必要である。[②] 併し常備軍は、外に対しては絶えず開戦の為に武装するといふ状を示して脅威となり、且つ各国互に軍備拡張に競争する結果、内に於ては平時猶ほ莫大なる^(にくど)国帑を濫費して次に論ずべき国債の増大を誘致し、其結果結局短時の戦争に依て对手国を侵害するが却て平和よりも国民の^(ふたん)負擔を軽減する所以なりと考えられて戦争を誘致することゝなる。[③] のみならず常備軍の設置は戦争に対する絶えざる緊張状態として其の自身^(ママ)永遠的平和の正反対である。[④] 現状の国際関係に於ては吾々は一の循環論の上に立つて居る。常備軍が存置さ

る、間は戦争は必然である、而して戦争ある間は常備軍は必然である。此循環論の両項は何れも正当である。従つて吾々が取るべき途は唯一つ、即ち凡ての国家が常備軍を全廃するか、然らざれば凡^(つべ)ての国家が之を有するかの外にはない。是に於て第三の予備條項が成立たねばならぬ」³⁷⁾

この朝永の解説文と原典の「第3条項」との照合をすると、②と③は基本的に原典のパラフレーズであるが、①と④に関しては微妙な相違点がある。まず、①の下線部であるが、たしかにカントは「国家市民が自分や祖国を外部からの攻撃に対してそなえるために、自発的に武器をとって定期的に繰り返す軍事演習」とは述べているものの、あくまで《国家市民》の《自発性》に重きを置いた表現になっている。だが朝永の記述では、兵役に関して、《国家》による《強制》の側面がつよく出てきている（もっとも、本稿序論でも述べたように、カントのいう兵役がスイス的な《国民皆兵制》を指すものであるならば、それは国家の側から語れば《自発的権利》であり、国民の側から語れば《強制的義務》であることになろう。もちろん前節で見た鹿子木説に比べると、朝永説では兵役の《強制》の度合がはるかに弱められているが）。また、「兵役に堪える全国民」という表現も、原典ではただ「国家市民 (Staatsbürger)」とあるにすぎない。朝永の表現は、日本の《一般兵役義務》が彼の念頭にあったことのしるしだろうか。つぎに④の下線部であるが、これに該当する記述は原典にはなく、朝永自身が読者の便宜を図って付したものだろうと思われる。——以上のような相違はあるが、全体として朝永論文は原典に忠実な解説であるといつてよい。さて、上記引用文は、翌年出版の『カントの平和論』では、①から④までのそれぞれの記述に改訂がほどこされている。些細な訂正のように見えるが、本稿主題にとって重要な変更と思われるので、ひとつひとつ見ておきたい。

まず①の記述は、『カントの平和論』では、「如何なる国家も自己及び自己の政治的独立を擁護する力を有せねばならぬ以上護郷兵又は民兵制度を取り兵役に堪へる国民に一定時期に於て軍隊的教育及び訓練を施すといふことは必要である」となっている。この変更について3点指摘しておく。(1)「護郷兵又は民

兵制度を取り」および「一定時期に於て」という説明句が付加され、また「全国民」が「国民」と改められるなど、もとの論文に比べて軍制形態が具体的に明記されたことになる。(2)「一定時期に於て」の部分は、ドイツ語原典に即して *periodisch* を新たに訳し入れたものであろう³⁸⁾。だが、「護郷兵又は民兵制度」にあたる語は原典には見当たらないので、やはり朝永が読者の便宜を図って挿入したものであろう。この挿入によって、カントのいう軍制が、いっそうスイスの——あるいはルソー的と呼ぶべきかもしれないが——国民皆兵制としてイメージされるといってよい。(3)なお、「兵役に堪える^(マ)全国民」が「兵役に堪へる国民」に変更されたことをもって、国民皆兵制が否定されたと見るのは早計にすぎよう。「護郷兵」(現在でいう国境警備隊)を全国民が輪番制で担当するという解釈も可能だからである。

つぎに②の記述であるが、『カントの平和論』では、「併し常備軍(カント当時までの常備軍は徴兵制度に依つたものでなくして職業的兵士としての傭兵より成つたものであることを記憶するを要する)は[…以下はほぼ初稿と同じ]」云々というふうに、常備軍という言葉に()で但し書きが追加されている。この追加は、鹿子木の論点(「当時カントは未だ始めてシュタイン、シャルンホルスト、グライゼナウ等の天才の胸に生れ、カントの死後漸くその実現を見るに至つた国民的常備軍、国民的徴兵制度、即ち高貴なる義務の上に立つ常備軍なるものを知らなかつた」)とも重なるので、とくに注意すべきであろう。「カント当時までの常備軍は徴兵制度に依つたものでなくして」との記述は、その裏を勘ぐれば、(鹿子木説のように)“カントの常備軍批判は日本の徴兵制には妥当しない”という解釈を許すものと読めなくもない。文末の「記憶するを要する」との強調的修辞が、そうした感をつのらせる。

また③の記述は、『カントの平和論』では、「のみならず常備軍制度は畢竟人を殺し又は人に殺さるゝ機械又は道具として給料に依て人間を使用するものであつて、人間を物件視し人格の品位を蹂躪するものである(此最後の理由は敵意の感情を刺激するといふ中に含めることは出来ぬ、単に道德不正であるといふにある)」というふうに、大幅に文章が追加されている。これは原典の《常

備軍の倫理的批判のテーゼ》を忠実に解説したものであり、本来不可欠の内容といえる。そして最後の④の記述は、『カントの平和論』では、全文削除されている。先述のように、これはそもそも原典にはない記述であるから、朝永が原典に忠実たるべく行った改訂であろう。

——以上を鑑みるに、朝永はカントの軍制論を《国民皆兵制》として読んでおり、その際基本的にはルソー＝スイスの民兵制を念頭に置きつつも、同時に日本の《一般兵役義務制》に多少引きずられて解釈している可能性があるといえる。とすれば、朝永の解釈においても、鹿子木の場合と同じく、国民の《兵役拒否権》は法的に否認されることになりかねない。しかし、朝永は「カントの永遠的平和論の半面」の最初のほうで、「カントは自然状態と国家契約又は国家状態とが時間的継起の関係に立つと言ふのではなくして、国家契約は『理念』として常は自然状態中に働かねばならぬ、而して其れに照して吾々は国家が其臣民の自由の擁護といふ本分に如何なる程度まで適合して居るかを知らることが出来るといふのである。理性が国家を要求するは唯々人民の自由の擁護の外にはない。此本義に背く国家の行動は如何なること、雖も悪でなければならぬ。カントに依れば、たとへ人民の幸福を誘致するやうな事と雖も人民の自律的意志に背いてなすは此国家の本領に背反するものとして悪である」³⁹⁾と述べてもいるのである。《人民の自由の擁護》と《兵役義務》とは朝永＝カントのなかでどう両立するのだろうか。

本稿筆者の見るところ、この二律背反の解決に示唆を与えてくれるのが、1922 [大正11] 年発表の第二論文「カントの平和観に就て」（もとは1921 [大正10] 年11月に京都哲学会で行った講演）の次の一節である。——「カント自身の語を假りて言へば『一人の自由が他の人々の自由と一般的の自由の法則（自然法に対していふ）に従て併存し又は結^(むすびつ)付き得べき制約を確定する』ことが法の課題である。斯くて法は一方に於ては人格の自由と品位とを擁護すべきものとして、其の根底に於ては共同生活の成員の自由より出で自律に基いたものでなければならぬ。一人若くば一部者の外的強制に基いたものでなくして、成員を強制するものではあるが併し彼等自身の共同立法に依てのみ彼等を強制するも

のでなければならぬ。即ち自由に基く強制でなければならぬ。此の如き共同立法の下に一群の人が結付いたものが即ち国家である。[…] 従て国家は其の本性上強制力を有すべきものであるが、併し其成員に対しては、人間としての（即ち己れ自ら自己に対する立法者たり得る）自由と、公民としての（即ち共同立法に参加する者としての）平等とを認め、彼等自身の共同立法に従てのみ彼等を強制することができる」⁴⁰⁾。——この叙述は、カントの『人倫の形而上学』から朝永が咀嚼したものであるが、各概念に一点の曇りもない見事なまとめといってよい。この朝永=カントがいう《自由に基く強制》という思想は、いっさいの国内法に、したがって《兵役義務》にも妥当するものであろう。つまり、《共同立法》として国民に兵役が課せられる場合、《兵役拒否》の権利は個人には否認されるのである。とすれば、国民にとって兵役拒否の道はただ一つ、共同立法としての拒否しかありえない。カントが『永遠平和のために』第2章で「永遠平和のための第一確定条項」として掲げた「各国家における市民的体制は、共和的であるべきである」(8, 349)とのテーゼは、ここから導かれる。朝永はいう。「カントの共和的といふは […]今日普通意味されて居ると同義ではなく、^(たゞ) 唯 立法権が統治権より厳密に区別せられ、而して其れが代議士を通じて凡ての公民の手にあるといふ意味である。其故にたとへばフリードリッヒ大王が自らを『国家の最高奉仕者』と呼んだやうな精神の王政とは充分よく調和し得るのである。カントによれば此の如き政体の国家にして初めて其成員に対して、人間としての自由と、公民としての平等とを十分に認め、単に彼等自身の自由に基く共同立法に従てのみ彼等を強制するといふ性質を有し得る。従て自由に基く強制といふ法の理念、従て又た法の確保を以て職分とするところの国家の理念に最もよく適合したものであるが、平和の確保も亦此の如き国家の間に於て初めて安固であることが出来る。何となれば、戦争の為に悲惨なる犠牲を払はねばならぬものは先づ君主に非ずして人民である、戦争の為に租税や血税を払ひ、戦後の荒廃状態を快復する為に労苦せねばならぬものは統治者に非ずして主として臣民であるから、和戦の決定権が人民の手にある場合には、軽々しく戦端を開き、若くば戦争を永続せしめ、若くば無用の

戦備に汲々とするやうな恐はない」⁴¹⁾。——この文章の前半部分は、朝永による『人倫の形而上学』の主権論の要約であり、それが後半部分の『永遠平和のために』第2章第1確定条項の要約と結び付けられている。この朝永のカント解釈にしたがえば、「立法権が統治権より厳密に区別せられ、而して其れが代議士を通じて凡ての公民の手にあるといふ意味」での《共和制》こそが、《永遠平和》への確かな道程であることになろう。

ここにいたって、われわれは朝永カント論の真の執筆動機に想到することができる。朝永がカント平和論に関する論考を着想し発表した、1920 [大正9] 年末から1922 [大正11] 年春にかけての時期は、ちょうど日本の世論で《普選運動》と《軍縮思潮》とが同時に高まりを見せていた時期に符合する。またそうした世論の背景には、《シベリア出兵》の行き詰まりという事態があった。安易な方法かもしれないが、時代の雰囲気なりともつかむため、岩波書店版『近代日本総合年表』から、この時期の関係事項を抜き出してみよう（参考に、朝永の執筆活動を [※] にゴチックで記す）。【1920 [大正9] 年】——「3. 2. 閣議、シベリア出兵の目的を、チェコ兵救援より朝鮮・満州への過激派の脅威阻止のためと変更して駐留することを決定。／3. 12. ニコラエフスクの日本軍、休戦中のパルチザンを攻撃して敗れ、3. 18. 戦闘停止。／3. 31. 政府、シベリアの政情安定まで撤兵せずと声明。／4. 4. 日本軍、沿海州のロシア全軍約7000人を武装解除。／7. 3. 政府、サガレン占領・ザバイカル方面撤兵、ウラジオ・ハバロフスク駐兵の声明を発表。7. 16. 米国抗議。／7. 15. シベリア派遣軍、極東共和国と停戦議定書に調印。／8. 20. 日本軍、ザバイカル州より撤退完了。8. 31. ハルビン以西より全部引揚。／11. 4. 尾崎行雄・犬養毅・島田三郎ら、政界革新普選同盟会を結成。／12. 12. 日本軍、ハバロフスクより完全撤退」⁴²⁾。【1921 [大正10] 年】——「1. 24. 憲政会総裁加藤高明、貴族院でシベリア出兵につき質疑、撤兵を主張。／2. 3. 衆議院、憲政会・国民党よりそれぞれ提出の普通選挙法案を否決。／2. 4. 憲政会、普通選挙法案をめぐり田川大吉郎を除名、尾崎行雄に離党勧告。／2. 10. 衆議院、尾崎行雄提出の軍備制限決議案を否決（ついで尾崎は軍備制限の遊説を開始）。／ [※3. 1. 朝永の論文

「カントの永遠的平和論の半面」が『哲学研究』第60号に掲載される] / 5. 13. 閣議, 極東共和国との交渉のため, 有産民主制の実施, 外国人の居住・営業・土地所有の承認などの条件でシベリアより撤兵との方針を決定。 / 6. 3. 米国务長官, 幣原大使に日本のシベリア占領に基づくいかなる要求・権限も有効と認めないとの5.31.付覚書手交。 / 7. 11. 米国, 日・英・仏・伊に軍備制限, 太平洋・極東問題討議のため, ワシントン会議の開催を非公式に提議。 8. 13. 日本を正式招請。 8. 23. 参加を回答。 / 9. 17. 尾崎行雄・島田三郎・吉野作造ら, 軍備縮小同志会を結成。 / [※11. 6. 朝永, 京都哲学会にて「カントの平和観に就て」と題し, 講演] / 11. 12. 尾崎行雄ら, 全国普選断行同盟を組織⁴³⁾。【1922 [大正11] 年】——「[※1. 1. 朝永の論文「カントの平和観に就て」が『哲学研究』第70号に掲載される] / 1. 22. 普選断行・綱紀肅正民衆大会, 東京赤坂で開催。 / 2. 6. ワシントン会議で, 海軍軍備制限条約・中国に関する9カ国条約・中国関税条約など調印, 同会議終了。 / 2. 23. 衆議院, 憲政会・国民党・無所属団共同提出の統一普通選挙法案上程。討論中傍聴席より生蛇投入。同夜, 普選要求の群集数万, 警官と衝突。 / 3. 25. 衆議院, 各派共同提出の陸軍軍備縮小建議案を可決。 / [※5. 21. 朝永の単行本「カントの平和論」出版される]」⁴⁴⁾。

——こうして項目を単純に列挙するだけでも, 朝永の言論出版活動が, いか
に時代の動きと緊密に連動しているかがわかる。彼のカント論(それは尾崎の
普選運動と呼応するかのように発表されている)が, 「立法権が統治権より厳密に
区別せられ, 而して其れが代議士を通じて凡ての公民の手にあるといふ意味」
での《共和制》に言及しているのは, けっして偶然のことではない。シベリア
の日本軍が《在留か, 撤退か》との選択を迫られ, 尾崎行雄に代表される《普
選》と《軍縮》の声が高まる中, 朝永は哲学者として, たんなる感情論を超え
た《論理としての平和》を探求していたのである。カント平和論を原典に忠実
に祖述するという手続きをとりながらも(あるいはそうした手続きをとったからこ
そ), 彼の思索は時代の問題の核心部分を衝いていた。《普選運動》等で尾崎と
近い政治的立場にあった進歩的知識人団体「黎明会」に, 吉野作造・福田徳

三・今井義幸・新渡戸稲造・穂積重遠・姉崎正治・左右田喜一郎・三宅雪嶺・森戸辰男ら錚々たる言論人たちと並んで朝永が名を連ねたのも、彼の哲学から必然的に導かれた実践であった。

(※朝永三十郎の哲学は、本稿筆者の見る限り、おそらく鹿子木以上に研究されていない。とくにその平和論に関するまとまった言及としては、家永三郎責任編集『日本平和論大系5』[日本図書センター、1993年]所収の『カントの平和論』解説[宮田光雄執筆、同書370-374頁]ひとつではないだろうか。カント平和論の日本への紹介者としてだけでなく、当時の世界でもきわめて高水準のその解釈者・実践者として、朝永は、今後もっと研究されてしかるべき哲学者であると思う。)

5 小 結

すでに紙数が尽きてしまったので、最後に、以上の議論から（カントにおける《兵役拒否》の思想的位置づけについて）得られた示唆を、簡単にまとめて結びとしたい。(1)中江兆民が描くのは、“武器をとるよりは非武装での死を選ぶ”という《無抵抗主義者》としてのカントであり、これはいわゆる《良心的兵役拒否》の立場である（『三酔人経綸問答』の登場人物でいえば「洋学紳士」にあたる）。そして中江のこのカント解釈を支えているのは、“個人の身体は個人の所有である”というロック的な《自己所有》の論理である。中江がこの解釈をどこから着想したのか、その淵源は本稿では解明できなかったが、いずれにせよ、カント（とりわけ『永遠平和のために』や『人倫の形而上学』を書いた晩年のカント）に自己所有論が含まれているのか否か、もし含まれているとすればそれはいかなる意味によってか、これらの問題が今後の課題として浮上してきたといえる。(2)鹿子木員信が描くのは、傭兵制常備軍をこそ否定はするが、“ドイツや日本の一般兵役義務制（＝国民的常備軍）を見たら賛意を示したろう”という《徴兵論者》としてのカントである（これは「豪傑の士」の立場に近い）。この立場ではおよそ国民の《兵役拒否》はいっさい否定されることになる。鹿子木のカント

解釈を支えているのは、“常備軍は人間をたんに手段としてのみ扱うが、民兵制はその限りではない”という《目的と手段》をめぐるカントの議論である。これを“一般兵役義務制は人間を同時に目的としても扱う制度である”と読み替えた鹿子木の解釈については、本稿でもその問題点を指摘したが、カント自身における《民兵制の思想的位置づけ》についても、今後『人倫の形而上学の基礎づけ』（目的と手段についての議論をもっとも端的に提示しているのは、この本である）等をもとに究明する必要があるだろう。(3)朝永三十郎が描くのは、“兵役は国民の義務であり、もし拒否するのであれば、国民の共同立法としてなすべきである”という《共和主義者》としてのカントである（これは中道的な「南海先生」の立場に近い）。朝永のカント解釈を支えているのは、“国民への強制は、自由な国民の共同立法によってのみ可能である”という《自由に基く強制》の論理である。これは、本稿であつかった三人のうちもっともカントの原典に忠実であり、かつ説得力のある解釈であると思われるが、この論理を押し進めると、“兵役拒否はあるべからず”という国家法のテーゼと、“戦争はあるべからず”という国際法のテーゼとが二律背反を起こすことになる。この問題をカント法哲学に即して考えることが、次の課題として残されることになる。——こうして兵役制度をめぐる《三哲人経綸問答》は、はからずもカント平和論解釈の争点を照らし出すことになった。

注 カントの引用はアカデミー版を底本とし、() 内に巻数とページ数を記した。訳文は、岩波書店版『カント全集』第11巻（樽井正義、池尾恭一訳の『人倫の形而上学』）2002年、および第14巻（遠山義孝訳の『永遠平和のために』）2000年を参照した。なお、本稿全体を通して引用文に付した下線や、[] 内の挿入、および() 内の現代かなづかいによるルビは、すべて筆者によるものである。

- 1) 拙稿「根拠律の此岸と彼岸——フィヒテ対ショーペンハウアー」、『東洋哲学研究所紀要』第18号、2002年12月、141-166頁。
- 2) 拙稿「思想としての兵役拒否——近代国家思想史に関する一つの試論」、『東洋哲学研究所紀要』第19号、2003年12月。
- 3) 宇都宮芳明「解説」（岩波文庫版『永遠平和のために』、1985年、所収）、128-129頁。

- 4) Friedlich von Bernhardi, *Germany and the next war*, translated by Allen H. Powles, Chas.A.Eron:New York, 1914, pp.63-64.
- 5) ジョン・デューイ『ドイツ哲学と政治』足立幸男訳, 木鐸社, 1977年, 88-89頁。
- 6) 同上, 89-90頁。
- 7) インゲボルク・マウス『啓蒙の民主制理論——カントとのつながりで』浜田義文, 牧野英二監訳, 法政大学出版局, 1999年, 77頁。
- 8) 同上, 78-79頁。
- 9) 中江兆民『三酔人経綸問答』(『中江兆民全集8』岩波書店, 1984年, 所収), 181-182頁。
- 10) 同上, 218-219頁。
- 11) 同上, 225頁。
- 12) 松沢弘陽・井田進也「解題」(『中江兆民全集8』所収), 337-338頁。
- 13) 米原謙『日本近代思想と中江兆民』新評論, 1986年, 133頁。
- 14) 中江兆民「土着兵論」(『中江兆民全集11』, 1984年, 所収), 144頁。
- 15) 同上, 146頁。
- 16) アルフレート・ファークツ『軍国主義の歴史Ⅱ——大衆軍隊の発展と軍国主義化』望田幸男訳, 福村出版, 1973年, 133-134頁。
- 17) 同上, 143-144頁。
- 18) 大江志乃夫『徴兵制』岩波書店, 1981年, 83-84頁。
- 19) 鹿子木員信「カントの『永遠の平和』を論ず」, 『哲学雑誌』第353号, 1916年, 33-35頁。(なお『哲学雑誌』第354号に続編が掲載されている。)
- 20) 同『永遠之戦』同文館, 1915年, 5-6頁。
- 21) じつは, ここで鹿子木が自明視している《武士的精神=大和魂》という前提自体が, 近世以降に登場し, 明治期に鼓吹されたイデオロギーであったことが, 戦後の日本思想史研究において明らかにされている。齋藤正二「『やまとだまし』の文化史」(『齋藤正二著作選集6』八坂書房, 2001年, 所収)を参照。
- 22) 前掲『永遠之戦』, 60頁。
- 23) 同上, 71-72頁。
- 24) 前掲「カントの『永遠の平和』を論ず」, 44-45頁。
- 25) 末川清『近代ドイツの形成——「特有の道」の起点』, 晃洋書房, 1996年, 56頁。
- 26) R・R・パーマー「王朝戦争から国民戦争へ——フリードリヒ大王, ギベール, ビューロー」(ピーター・バレット編『現代戦略思想の系譜——マキャヴェリから核時代まで』防衛大学校「戦争・戦略の変遷」研究会訳, ダイアモンド社, 1989年, 87-88頁)。
- 27) 拙稿「根拠律の此岸と彼岸」, とくに第5節「フィヒテの正戦論とショーペンハウアーの兵役拒否」を参照のこと。
- 28) ファークツ『軍国主義の歴史Ⅰ——封建騎士団から大衆軍隊へ』, 262-263頁。

- 29) ここで、カントと鹿子木とを媒介する思想として、フィヒテの国家論を取り上げたいところであるが、それについては機会を改めて論じたい。ここでは、フィヒラの《国民皆兵論》が、カントの《永遠平和論》を基礎に構築されていることを指摘するにとどめる。
- 30) 大江前掲著, 33-34頁。
- 31) 同上, 34-45頁。
- 32) 朝永三十郎『近世に於ける「我」の自覚史』(増訂4版), 宝文館, 1921年, 24頁。
- 33) 同, 『近世に於ける「我」の自覚史』(改訂5版), 宝文館, 1950年, 73-74頁。
- 34) 同, 「カントの永遠的平和論の半面」, 『哲学研究』第60号, 1921年, 4-5頁。
- 35) 同, 『カントの平和論』, 改造社, 1922年, 1-2頁。
- 36) 同上, 4-5頁。
- 37) 前掲「カントの永遠的平和論の半面」, 19頁。
- 38) ちなみに前節で見た鹿子木訳では「時を期して行ふ」, 遠山義孝訳では「定期的に繰り返す」, 宇都宮芳明訳では「一定期間にわたって」となっている。ささいな違いのようだが, それぞれの訳語からイメージされる内容は微妙に異なっているようにも思える。いずれが正しいということではなく, こうしたテキストひとつをとっても, 現実世界との対応関係が, 解釈において重要な鍵であることが分かる。
- 39) 前掲「カントの永遠的平和論の半面」, 11頁。(『カントの平和論』28-29頁にそのまま再録)
- 40) 朝永「カントの平和観に就て」, 『哲学研究』第70号, 1922年, 39-40頁。(『カントの平和論』27-28頁にそのまま再録)
- 41) 同上, 47頁。(『カントの平和論』56-59頁に加筆されて再録)
- 42) 岩波書店編『近代日本総合年表』(第2版), 1984年, 242-244頁。
- 43) 同上, 246-248頁。
- 44) 同上, 250頁。